公益社団法人北海道獣医師会定款

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 会員(第5条-第11条)
- 第3章 役員等 (第12条-第20条)
- 第4章 代議員会(第21条-第33条)
- 第5章 理事会 (第34条-第38条)
- 第6章 部会等及び特別委員会(第39条・第40条)
- 第7章 事務局等(第41条・第42条)
- 第8章 財産及び会計(第43条-第46条)
- 第9章 定款の変更 (第47条)
- 第10章 合併及び解散等(第48条-第51条)
- 第11章 雑則 (第52条-第54条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道獣医師会と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を北海道内の必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師道の高揚を図り、 もって畜産業の振興、公衆衛生の向上、動物の愛護及び自然環境の保全に寄与す ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道内において次の事業を行う。
 - (1) 獣医学術及び動物診療技術の振興・普及に関する事業
 - (2) 家畜衛生及び畜産業の振興を支援する事業
 - (3) 人と動物の共通感染症の予防その他の公衆衛生の向上に関する事業
 - (4) 野生動物の保護及び管理に関する事業
 - (5) 獣医学術及び獣医事の国際交流に関する事業
 - (6) 獣医学術関係書籍等の発行並びに情報の提供に関する事業
 - (7) 災害時における動物救護に関する事業
 - (8) 獣医師の福利厚生に関する事業
 - (9) 不動産の賃貸
 - (10) その他前各号の事業に付随する事業

第2章 会員

(会員の種別)

- 第5条 この法人の会員は、次の3種とする。
 - (1)正会員 北海道に在住する獣医師(第8条第2項の規定に該当する者を含む。) であって、この法人に入会を希望する者
 - (2) 準会員 北海道に在住する獣医学を修めた者(獣医師を除く。)及び獣医学を修業中の者であって、この法人に入会を希望する者
 - (3) 賛助会員 前2号に掲げる者以外の者でこの法人の目的に賛同する個人又は団体

(入会)

- 第6条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書及び獣医師免許証の写しを 会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。
 - 2 準会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。
 - 3 準会員が獣医師の免許を受けたときは、獣医師免許証の写しを添えて、正会員 として入会を希望する旨を会長に届け出ることができる。
 - 4 賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会 の承認を受けなければならない。
 - 5 会長は、第1項又は第2項の規定による申込み若しくは第3項の規定による届出があったときは、当該正会員になろうとする者が前条第1号の規定に該当しない場合若しくは当該正会員又は準会員になろうとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合を除き、入会を承認しなければならない。

(退会)

- 第7条 会員は、次の事由によりこの法人を退会する。
 - (1) 次項の規定により退会の申出をしたとき。
 - (2) 会員が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。
 - (4) 次条第1項の規定により会員の資格を喪失したとき。
 - (5) 第9条の規定により除名されたとき。
 - 2 会員は、いつでも退会することができる。この場合においては、別に定める退会届書を会長に提出しなければならない。

(資格の喪失等)

- 第8条 正会員が獣医師法 (昭和24年法律第186号) 第8条第2項の規定により免許を 取り消されたときは、会員の資格を喪失する。
 - 2 正会員が獣医師法第8条第1項の規定により免許を取り消されたとき又は北 海道に在住しないこととなったときは、正会員の資格を喪失しないものとする。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、代議員会の決議により、当該会員を除 名することができる。
 - (1) この定款その他の規則若しくは規程又はこの法人の決議に違反したとき。
 - (2) この法人の業務を妨げ、名誉を毀損し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
 - (3) 会員(法人その他の団体にあっては、当該団体の構成員)が暴力団員であることが判明したとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(入会金及び会費)

- 第10条 正会員は、入会の際に会費規程に定める入会金を納入しなければならない。
 - 2 正会員及び準会員は、事業年度ごとに会費規程に定める会費を納入しなければならない。
 - 3 法人又は団体である賛助会員は、代議員会で定めるところにより会費を納入しなければならない。
 - 4 賛助会員(前項に掲げる賛助会員を除く。)は、事業年度ごとに会費規程に定める会費を納入しなければならない。
 - 5 会費規程は、代議員会の決議により別に定める。

(届出)

第11条 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数)

- 第12条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 18 名以上 22 名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
 - 2 理事及び監事は、代議員会において正会員のうちから選任する。
 - 3 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とし、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
 - 4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年 法律第 48 号。以下「一般社団法」という。)上の代表理事とし、前項の専務理事 をもって一般社団法第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。
 - 5 この法人の理事及び監事のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項イからニまでに掲げる特殊の関係がある者の数がそれぞれの理事及び監事の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下としなければならない。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長はこの法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職 務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時代議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の 補欠として選任された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとし、増員 として選任された理事の任期は他の理事の任期の満了する時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時代議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補 欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員が第12条第1項各号に規定する員数の下限に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(一般社団法第75条第2項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
 - 4 理事及び監事は、再任されることができる。

(役員の解任)

第16条 役員は、代議員会の決議により解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第17条 この法人の役員には、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
 - 2 この法人の役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前項の費用の支給基準は、代議員会の決議により別に定める。

(役員の責任の一部免除)

第18条 一般社団法第111条第1項の損害賠償責任について、理事及び監事が職務を行 うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の 内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と 認めるときは、一般社団法第113条第1項の規定により免除することができる額 を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員又は総正会員の 10 分の 1 以上の正会員が一般社団法第 114 条第 3 項の異議を述べたときは、前項の規定による免除をしてはならない。

(支部及び支部長)

- 第19条 この法人に、支部を置く。
 - 2 支部の名称及び所管区域は、別表のとおりとする。
 - 3 各支部は、別表に定める所管区域に住所を置く正会員により構成する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、北海道内で住所を移転した正会員は、当該正会員の申し出により、従前の住所を所管区域とする支部の構成員となることができる。
 - 5 北海道外に住所を置く正会員は、第3項の規定の適用については、最後の北海 道内の住所に住所を置くものとみなす。
 - 6 支部は、当該支部の所管区域内におけるこの法人の事務を執行する。
 - 7 支部に、支部長を置く。
 - 8 支部長は、別に理事会で定める支部長の権限に属する業務を執行する。
 - 9 支部長は、支部を構成する正会員(以下「支部会員」という。)のうちから選任し、理事会の承認により就任する。

(顧問)

- 第20条 この法人には、10名以内の顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について会長の諮問に応ずる。
 - 4 顧問は、無報酬とする。
 - 5 第17条第2項及び第3項の規定は、顧問について準用する。

第4章 代議員会

(代議員会の開催)

- 第21条 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。
 - 2 この法人の一般社団法上の社員は、次条の規定により選任された代議員とする。
 - 3 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。
 - 4 代議員会をもって、一般社団法に規定する社員総会とする。
 - 5 代議員会の議長は、当該代議員会において、出席代議員のうちから選出する。
 - 6 定時代議員会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
 - 7 臨時代議員会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員から、代議員会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(代議員の定数等)

- 第22条 代議員は、各支部において支部会員のうちから選任する。
 - 2 各支部の代議員の定数は、当該支部の選挙権を有する支部会員の数を 50 で除

した数とし、1未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げる。ただし、選挙権を有する支部会員の数が25人未満の支部については、当該端数を切り捨てる。

3 前項但書きの支部会員は、第1項、前項本文及び次条第1項の規定の適用については、当該支部の所管区域と所管区域が隣接する支部のうち、理事会が定める支部の支部会員とみなす。

(代議員選挙)

- 第23条 代議員を選出するため、各支部において支部会員による代議員選挙を行う。
 - 2 代議員選挙においては、支部会員は、当該支部の他の支部会員と等しく選挙権 を有する。
 - 3 代議員選挙は、代議員の選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの の終了の日の翌日から当該事業年度に関する定時代議員会の日の前日までの間 に行う。
 - 4 前3項に定めるもののほか、代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。

(代議員の任期)

- 第24条 代議員の任期は、前条第3項の規定により行う代議員選挙の終了の時までとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、 責任追及の訴え若しくは訴えの提起の請求又は役員の解任の訴えを提起している場合は、当該訴えが終結し、又は請求を取り下げるまでの間、当該代議員は社 員の地位を有するものとする。この場合において、当該代議員は、役員の選任及 び解任並びに定款の変更については、議決権を有しないものとする。

(補欠代議員)

- 第25条 代議員選挙を行ったときは、当該代議員選挙において補欠代議員を選任することができる。
 - 2 補欠代議員は、選任された支部の代議員が欠けたときに就任する。
 - 3 補欠代議員が代議員に就任した場合において、当該代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 4 複数の補欠代議員を選任したときは、当該選任のときに、就任の順位を定めなければならない。
 - 5 補欠代議員は、第23条第3項の規定により行う代議員選挙の終了によりその 資格を喪失する。

(正会員の権利)

第26条 第21条第2項の規定にかかわらず、正会員は、一般社団法第14条第2項、第32条第2項、第50条第6項、第51条第4項、第52条第5項、第57条第4項、第114条第3項、第129条第3項、第229条第2項、第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の規定の適用については、社員とみなす。

(代議員会の招集)

- 第27条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
 - 2 第 21 条第 7 項第 2 号の規定による招集の請求があったときは、会長は、招集 の請求があった日から 30 日以内に代議員会を招集しなければならない。
 - 3 代議員会の招集は、開催日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及びその代議員会に付議すべき事項を記載した書面をもって、代議員に通知しなければならない。

(代議員会の定足数)

- 第28条 代議員会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。
 - 2 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(代議員会の決議要件)

- 第29条 代議員会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員 の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の規定による決議を行わなければならない。この場合において、出席した代議員の議決権の過半数が選任に賛成した候補者の数が理事又は監事の定数(第12条第1項各号に規定する理事又は監事の員数の上限の数から、現に在任する理事又は監事のうち、理事又は監事を選任する代議員会の終結により退任しない理事又は監事の数を控除した数をいう。以下この項において同じ。)を超えるときは、選任に賛成した代議員の議決権の数の多い順に、理事又は監事の定数に達するまでの数の候補者を選任するものとする。
 - 3 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。
 - 4 理事が代議員の全員に対して代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員会への報告があったものとみなす。

(代議員会の決議事項)

- 第30条 次の事項は、代議員会の決議を経なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 役員の報酬の額
 - (4) 事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(正味財産 増減計算書)の承認
 - (5) 会員の除名
 - (6) 法人又は団体である賛助会員の会費の額及びその徴収方法
 - (7) 合併及び事業の譲渡
 - (8) 解散及び残余財産の処分

(9) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(特別決議)

- 第31条 第29条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる代議員会の決議は、総代議員 の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2(第2号及び第3号の決議に あっては、4分の3)以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 合併及び事業の譲渡
 - (3) 解散及び残余財産の処分
 - (4) 会員の除名
 - (5) 監事の解任
 - (6) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

- 第32条 代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。
 - 2 前項の規定により書面をもって議決権を行使する場合は、代議員会の日の前日までに議決権行使書面を提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により電磁的方法をもって議決権を行使する場合は、代議員会の 日の前日までに議決権行使書面に記載すべき事項を提供しなければならない。

(代議員会の議事録)

第33条 代議員会の議事録は、議長が作成し、議長、会長及び出席した代議員から選出された議事録署名人2人以上が記名押印の上、これを保存する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 代議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(理事会の開催及び招集)

- 第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、毎事業年度4回開催する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたとき又は会長が欠けたとき若し くは会長に事故があるときは、臨時理事会を開催することができる。
 - 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故がある

ときは、副会長又は専務理事が招集する。

4 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して 通知しなければならない。

(理事会の決議)

- 第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した 理事の過半数をもって行う。
 - 2 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠席し、又は会長が欠けたときは、副会長のうちから選定された者とする。
 - 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その 事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があっ たものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この 限りでない。
 - 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 5 前項の規定は、一般社団法第91条第2項の規定による報告については、適用 しない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、議事の概要及びその結果を記載した議事録を作成して、出席した会長及び監事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第6章 部会等及び特別委員会

(部会等)

- 第39条 本会の事業の円滑な運営を図るため、部会及び北海道獣医師会雑誌編集委員会 (以下この条において「部会等」という。)」を置く。
 - 2 部会等の委員は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。
 - 3 部会等は、この法人の事業の実施に関する技術的な助言を行う。

(特別委員会)

- 第40条 会長は、この法人の運営に必要あると認めたときは、特別委員会を設置することができる。
 - 2 特別委員会の委員は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。
 - 3 特別委員会は、この法人の運営について会長の諮問に応じ、必要な事項について建議することができる。

第7章 事務局等

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局に職員を置く。

- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 4 職員の任免は、会長が行う。この場合において、理事会で別に定める重要な職員の任免については、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(業務の執行)

第42条 この法人の業務執行方法については、この定款に定めるもののほか、理事会で 定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

- 第44条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下この条において、「事業計画書等」という。)については、 毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画書等を変更する場合も、同様とする。
 - 2 事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類 を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 会長は、前項第1号、第3号、第4号及び第6号に規定する書類を定時代議員 会に提出し、同項第1号に規定する書類についてはその内容を報告し、その他の 書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧 に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更

第47条 この定款は、代議員会の決議により変更することができる。

第10章 合併及び解散等

(合併及び事業の譲渡)

第48条 この法人は、代議員会の決議により他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)においては、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第 17 号の他の公益法人若しくは同号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号の他の公益法人若しくは同号イからトまでに掲げる法人であって租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 40 条第 1 項の公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑則

(公告方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法 による。

(倫理規程)

第53条 この法人は、代議員会で別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正

かつ適正に運営し、第3条の目的の達成及び社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(施行規程)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の規定を実施するために必要な規程は、 理事会の決議を経て会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、 波岸裕光とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記 を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の 末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第24条及び第25条(第3項を除く。)の規定に準ずる方法によりあらかじめ行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。

改正附則(平成30年6月20日) この定款は、平成31年4月1日から施行する。

別表

支部名	所管区域
石狩支部	北海道石狩振興局の所管区域
空知支部	北海道空知総合振興局の所管区域及び幌加内町
上川支部	北海道上川総合振興局の所管区域(幌加内町を除く。)
後志支部	北海道後志総合振興局の所管区域
道南支部	北海道渡島総合振興局及び北海道檜山振興局の所管区域
胆振支部	北海道胆振総合振興局の所管区域
日高支部	北海道日高振興局の所管区域
十勝支部	北海道十勝総合振興局の所管区域
釧路支部	北海道釧路総合振興局の所管区域
根室支部	北海道根室振興局の所管区域
オホーツク支部	北海道オホーツク総合振興局の所管区域
宗谷支部	北海道宗谷総合振興局の所管区域(幌延町を除く。)
留萌支部	北海道留萌振興局の所管区域及び幌延町